

令和2年度広島県障害者雇用優良事業所表彰について

〔 令和2年10月19日
商工労働局 〕

1 目的

障害者を積極的に多数雇用している事業所に対し表彰を行い、その努力をたたえるとともに、これを広く県民に周知し、障害者の雇用の促進に資する。

2 表彰の対象

障害者の雇用割合が高く、かつ、障害者の雇用が安定している事業所で、その成果が特に顕著なもの

3 表彰事業所

事業所名	所在地	業種	障害者雇用の取組
株式会社エブリーホームイホールディングス	福山市	専門サービス業	<ul style="list-style-type: none">・入社時に、将来のステップアップとして会社の中で何をしたいか等目標を掲げてもらい、個々の目標が達成できるよう支援を行っている。・職場定着や自立に向けてスキルアップした社員を、社内グループ企業へ転籍させるなど、社員のモチベーションを高める取組を行っている。・仕事に慣れるための支援を行うジョブコーチを社内に配置し、障害者雇用に関する課題解決に取り組んでいる。

4 表彰式

- (1) 日時 令和2年10月28日(水) 午後2時から
- (2) 場所 県庁北館 第1会議室

5 表彰実績

203事業所(昭和36年度～令和元年度)

参考(広島県障害者雇用優良事業所表彰の要件)

障害者の雇用割合が高く、かつ、障害者の雇用が安定している事業所で、その成果が特に顕著なもののうち、次の表彰基準のいずれにも該当するもの

- (1) 県内に本店、支店、営業所等(以下「県内の事業所」という。)のいずれかを有していること。
- (2) 表彰年度を含む過去5年間の各年6月1日現在、県内の事業所において、常用雇用労働者である雇用障害者数が3人以上あり、かつ、そのうち重度障害者を1人以上雇用し、県内の事業所の属する企業が法定雇用率(※)を達成していること。(※～H29:2.0%, H30～:2.2%)
- (3) 県内の事業所の属する企業が、表彰年度を含む過去5年間、常用雇用労働者として障害者を1人以上採用した実績があること。
- (4) 県内の事業所の属する企業が、表彰年度を含む過去5年間、労働関係法令において重大な違反をしたことがないこと。
- (5) 労務管理について万全を期し、障害者の定着に努め、また、雇用について積極的な姿勢を持っていること。
- (6) 過去において、本表彰を受けたことのある事業所でないこと。
- (7) 県内の事業所の属する企業が、表彰することが適当でないと認められる企業でないこと。